Ｊ２００－６　切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算　5,190点

第４節　薬剤料

区分

Ｊ２０１　薬剤　薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき１点未満の端数を切り上げて得た点数に１点を加算して得た点数とする。

第５節　特定薬剤料

区分

Ｊ３００　特定薬剤　薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき１点未満の端数を切り上げて得た点数に１点を加算して得た点数とする。

注１　薬価が15円以下である場合は、算定できない。

２　使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第６節　特定保険医療材料料

区分

Ｊ４００　特定保険医療材料　材料価格を10円で除して得た点数

注　使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第10部　麻酔

通則

１　麻酔の費用は、第１節及び第２節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。ただし、麻酔に当たって別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、第１節及び第２節の各区分の所定点数に第３節の所定点数を合算した点数により算定する。

２　６歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者に対して麻酔を行った場合は、全身麻酔の場合を除き、当該麻酔の所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

３　未熟児、新生児（未熟児を除く。）、乳児又は１歳以上３歳未満の幼児に対して全身麻酔を行った場合は、未熟児加算、新生児加算、乳児加算又は幼児加算として、当該麻酔の所定点数にそれぞれ所定点数の100分の200、100分の200、100分の50又は100分の20に相当する点数を加算する。

４　入院中の患者以外の患者に対し、緊急のために、休日に処置及び手術を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である処置及び手術を行った場合の麻酔料は、それぞれ所定点数の100分の80又は100分の40若しくは100分の80に相当する点数を加算した点数により算定し、入院中の患者に対し、緊急のために、休日に処置若しくは手術を行った場合又はその開始時間が深夜である処置若しくは手術を行った場合の麻酔料は、それぞれ所定点数の100分の80に相当する点数を加算した点数により算定する。ただし、区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注７のただし書に規定する保険医療機関にあっては、入院中の患者以外の患者に対し、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である処置及び手術を行った場合は、所定点数の100分の40に相当する点数を加算する。

５　第10部に掲げる麻酔料以外の麻酔料の算定は、医科点数表の例による。

６　酸素を使用した場合は、その価格を10円で除して得た点数（酸素と併せて窒素を使用した場合は、それぞれの価格を10円で除して得た点数を合算した点数）を加算する。酸素及び窒素の価格は、別に厚生労働大臣が定める。

第１節　麻酔料

区分

Ｋ０００　伝達麻酔（下顎孔又は眼窩下孔に行うもの）　42点

Ｋ００１　浸潤麻酔　30点

Ｋ００２　吸入鎮静法（30分まで）　70点

注　実施時間が30分を超えた場合は、30分又はその端数を増すごとに、所定点数に10点を加算する。

Ｋ００３　静脈内鎮静法　600点

注　区分番号Ｋ００２に掲げる吸入鎮静法は、別に算定できない。

Ｋ００４　歯科麻酔管理料

１　歯科麻酔管理料１　750点

２　歯科麻酔管理料２　600点

注１　１については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関の麻酔に従事する歯科医師（地方厚生局長等に届け出た者に限る。注２において同じ。）が、医科点数表の区分番号Ｌ００８に掲げる声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔を行った場合に算定する。

２　２については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関の麻酔に従事する歯科医師が、Ｋ００２に掲げる吸入鎮静法、Ｋ００３に掲げる静脈内鎮静法、Ｋ００５に掲げる歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔⑴又はＫ００６に掲げる歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔⑵を行った場合に算定する。

３　区分番号Ｊ０１８の２、Ｊ０９３及びＪ０９６に掲げる手術に当たって、医科点数表の区分番号Ｌ００８に掲げる声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴う閉鎖循環式全身麻酔の実施時間が８時間を超えた場合は、長時間麻酔管理加算として、5,500点を所定点数に加算する。

４　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者に対して、当該保険医療機関の薬剤師が、病棟等において薬剤関連業務を実施している薬剤師等と連携して、周術期に必要な薬学的管理を行った場合は、周術期薬剤管理加算として、75点を所定点数に加算する。

Ｋ００５　歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔⑴

１　10分未満のもの　120点

２　10分以上20分未満のもの　310点

Ｋ００６　歯科吸入麻酔又は歯科静脈麻酔⑵

１　麻酔に従事する歯科医師が専従で実施する場合　2,600点

２　麻酔に従事する歯科医師の指導下で麻酔を専従で実施する場合　1,700点

３　麻酔を専従で実施する場合　900点

４　１から３まで以外の場合　600点

注１　１について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関の麻酔に従事する歯科医師（以下この区分番号において「歯科麻酔科医」という。）が行った場合に算定する。

２　２について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科麻酔科医の指導の下に麻酔を担当するものが行った場合に算定する。

３　１及び２について、実施時間が２時間を超えた場合は、麻酔管理時間加算として、30分又はその端数を増すごとに、それぞれ780点又は510点を所定点数に加算する。

４　３歳以上６歳未満の幼児に対して行った場合は、幼児加算として、所定点数にそれぞれ所定点数の100分の10に相当する点数を加算する。

第２節　薬剤料

区分

Ｋ１００　薬剤　薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき１点未満の端数を切り上げて得た点数に１点を加算して得た点数とする。

注１　薬価が15円以下である場合は、算定できない。

２　使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第３節　特定保険医療材料料

区分

Ｋ２００　特定保険医療材料　材料価格を10円で除して得た点数